トピックス

「田園情報社会」～基本構想と実現に向けた提言～(4)
構想の実現に向けて

日本総合研究所　主任研究員　　林　　志行*

前回の「施策の検討」では、田園情報社会の構築課程を３つの段階（「基本的な施策」「地域の魅力づくりのための施策」「都市からの人の移動を促す施策」）に分け、各種施策の検討を試みた。

特に第二段階の「地域の魅力づくりのための施策」では、「リチャージパーク」「人材活用特区」「情報スタンド」「ｅボランティア」など、具体的なアイデアを提示した。

こうした議論を受け、最終回の本稿では、実現のために必要な制度についての議論を行いたい。ここでは、制度を検討するにあたっての課題抽出、利用可能な既存の制度との関わりの明確化を行い、最後に、田園情報社会が成立した際の人々の姿を具体的に描いていく。

5　実現に向けた課題

「田園情報社会」の実現のためには、乗り越えなければならない課題が多数存在する。

(1)　中央と地方の対峙

田園情報社会の具現化にあたっては、トップダウンによる中央からの発想と、ボトムアップである地方からの発想のバランスを検討し、そのビジョンとアプローチについて国民の理解を得る必要がある。と同時に、失われた10年を克服し、新しい10年を創造する「覚悟」と「共通認識」を作り上げることが求められる。

しかし、現時点では中央と地方の意識には大きな隔たりがあり、田園情報社会構想に対する考え方にも温度差が存在する。

①中央からの問題提起

「選択と集中」に邁進してきた中央からは、田園情報社会構想に対して、以下のような反応が返ってくることが予想できる。

・過剰援助

ナショナルミニマムを無視することは出来ないが、それ以上のものについては、自助努力が必要

---

*1958年台北市生まれ。日台双方で教育を受ける。筑波大学博士課程、日興証券投資工学研究所を経て、現職。国際戦略デザインクラスター長。
日経BP社BizTech「e戦略の視点」、日本能率協会マネジメントレビュー「インターネット・ウェブ・マーケティング」など連載多数。
近著に「日本版ドットコムビジネス勢力図」（アスキー2000年５月）。過去の連載等については、個人ホームページLin's Bar（http://bar.cplaza.ne.jp）に詳しい。

である。政府（中央官庁）主導による国土の発展にこそ御上の発想的な問題が横たわる。

地方の再生のためには、地方の住人自らが危機意識を持って立ち上がらなければならないという自負が必要だ。

・ハイリスク・ハイリターン

衰退する地方はそのままいったん衰退させても良い。これ以上の負担はごめんだ。努力した者、リスクをとった者のみが報われるべきだ。

・効率性の阻害

中央での一極集中が中途半端な状況にあることこそが、日本の競争力を阻害してきた元凶である。したがって、田園情報社会構想は構造改革の逆行を意味するのではないか。

ただし、地方への人材の流出には反対しない。

・従来の制度との差別化

田園情報社会構想はこれまでの様々な「地域開発・企業誘致」に関わる諸制度と何が異なるのか。従来通りのバラマキが行われるだけではないか。

・中央による選択可能性

中央から吸い上げられた資金が地方へと分配されるのならば、せめて都市生活者が自分の選んだ自治体に資金を集中できるようにして欲しい。

②地方による問題提起

一方、効率的になり得ない部分も含め、中央を支えてきたというスタンスをとる地方の主張としては、以下のようなものが挙げられる。

・見えざるサポート

中央や強い「個」は自分一人の力で生き抜いてきたのか。それを支えるものや先人の努力に応える必要があるのではないか。

・貨幣価値の否定

効率性、貨幣価値のみが絶対的な価値観ではない。閉塞感の漂う中央よりも伸び伸びと、再生に向けチャレンジをしている事例も見受けられる。

・多価値軸の構築

中央だけがそんなにすごいのか。東京を見上げ、追いつこうとするのではなく、地方の良さを認め、伸ばしていける多価値軸を作り上げる必要がある。

・安心感、セフティーネット

強いと言われる「個」でも、いつかは衰退していく。そのとき、敗者として切り捨てられてよいのか。弱者でもそれなりに生活していける環境をつくり、国民全体としての安心感を醸成する必要がある。

・中央の中の地方

中央の中にも地方の側面が存在するのではないだろうか。すべてを中央として括ってしまうと、落とし穴にはまる可能性がある。

③対峙の構図

以上のように、中央からの主張は、中央集権の強化を目指す「中央の強気論」と、若干トーンを落として、少なくとも地方の一部の不効率は淘汰すべきだと主張する「中央の弱気論」とに分類することができる。

一方、地方の主張も２つに分類することができる。ひとつは、中央への一極集中を是正し、行政や経済の中心を自然環境の整った別々の地方に移せば、第二第三の中央を作り出す作業が従来の日本の競争力を復活させる原動力になりうるという「地方の強気論」である。その代表例は遷都の議

論であろう。が、遷都した先が新たな中央として君臨するならば、中央と地方の対峙は永久に解消されず、引っ越しに伴う非効率性のみが残るというリスクも存在する。

その対立軸となるのが、地方は過去も現在も未来も、中央に対し多くの人材や資源を直接的、間接的に供給しており、過度の切り捨ては容認できないという「地方の弱気論」である（図表43）。

こうした議論では、貴重な人材は固定されたものという前提のもと、人材の奪い合いや人材を人質にしたインフラ整備のための戦略論に終始してしまう。

これに対し、「田園情報社会」構想は、人材自らが地域間を移動する意志を持ち、個人が自己責任下で一定のリスクをとることを前提にしている。スキルを有する人材が適材適所で一定期間滞在し、ビジネスや文化を生み出すための「場」を政府や自治体から供給されるべきであるという発想の転換を促すものである。

こうしたスタンスに立てば、中央にこだわり、中央に住み続ける人材を無理矢理地方に移動させる必然性もなく、地方の人材を中央並みに働かせる必要性も存在しない。個々がそれぞれの人生計画や家族構成に合わせ、中央か地方かをその時々に選択すればよいのである。

(2) 負のスパイラル

田園情報社会の実現のために克服しなければならない課題の２つめは、これまでの地域開発・企業誘致制度の多くが陥っていた負のスパイラルか

（図表43）中央と地方の対峙

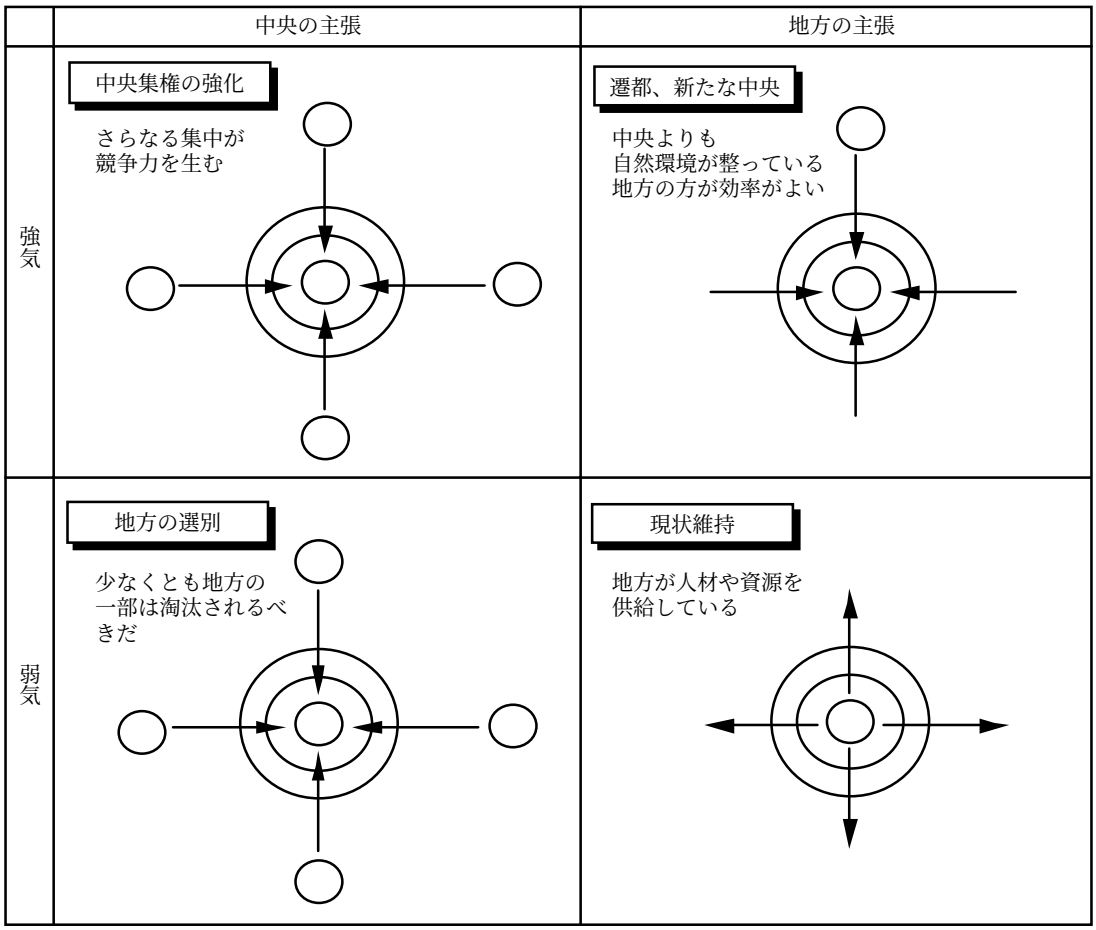

らの脱却である。

①地域開発制度

地方自治体が各種地域開発法に基づき条例を定めている地域開発制度は、図表44に示す通りである。企業立地に関する法体系は、対象となる地域の規模に応じて、全国法、ブロック法、個別地方法に分類されており、次々と新たな法律が制定されてきた。

また、時代を追って変化するニーズに対応するべく、改訂されたものもある。例えば、個別地方法の「新事業創出促進法」はテクノポリス法および頭脳立地法（特定16業種：自然科学研究業、情報処理サービス業、ソフトウェア業、デザイン業、機械建設業、情報提供サービス業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、広告代理業、ディスプレイ業、総合リース業、産業用機器器具賃貸業、事務用機器器具賃貸業、機械修理業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業を定め、集中的に育成することを目指した）を廃止し、発展的に移行したものである。

・ミニ東京の二つの弊害

これら地域開発制度は、首都である東京を中心とする太平洋ベルト地帯への過度の集中を是正し、地域の均衡ある発展を図るため、工業再配置促進法（1972年）などを皮切りに制定されてきた。しかし、その意図するものは、先に幸せに到達した「東京」の成功体験を模倣し、似たような「ミニ東京」を育成することに他ならない。

こうしたアプローチには、構造的に２つのブレーキが存在することになる。

ひとつは、人材の中央集権的な動きである。どんなに地方がミニ東京を目指しても、都会には、地方で十分な資産、ポジションを得られない「志ある人」が一旗揚げに来るという原動力が存在する。こうした人達の間には、必ずしも中央に対する漠然とした憧れがあるわけではないが、一方で結果として「地方を後にする」という「脱地方」の行為がある。

一方、地方に残る「名士」のなかでは、中央の良いところだけを模倣し、過度に効率的な部分は排除しようという考えが支配的になる。地方には

（図表44）地方開発制度の法体系

【全国法】	国土総合開発法（1950年）、多極分散型国土形成促進法（1988年）、国土計画利用法（1974年）
【ブロック法】	大都市圏：首都圏整備法（1956年）、近畿圏整備法（1963年）、中部圏開発整備法（1976年） 地 方 圏：北海道開発法（1950年）、東北開発促進法（1957年）、北陸地方開発促進法（1960年）、中国地方開発促進法（1960年）、九州地方開発促進法（1959年）、沖縄振興開発特別措置法（1971年）
【個別地方法】	産業振興：低開発地域工業開発促進法（1961年）、新産業都市建設法（1962年）、工業整備特別地域促進法（1964年）、農村地域工業等導入促進法（1971年）、工業再配置促進法（1972年）、高度技術工業集積地域開発法（1983年）、総合保養地整備法（1987年）、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（1988年）、特定産業集積の整備の促進に関する特別措置法（1991年）、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（1992年）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（1997年）、新事業創出促進法（1998年） 特別地域振興：離島振興法（1953年）、産炭地域振興臨時措置法（1961年）、半島振興法（1985年）、過疎地域活性化特別措置法（1990年）

出所：地域別対日投資環境ガイドブック1999年　JTETRO

地方の豊かさがあるという意味では誤りではないのだが、それではすべてを模倣してこそのミニ東京にはなることができない。さらに、中央で成功しつつも、密度が濃すぎる都会の住み難さに辟易とし、「脱中央」「地方の良さ」を求めるUターン、Ｉターン組により、地方らしさを残してもらいたいという新たなブレーキがかかることになる。

結果、地方が十分に中央の良さを利用し、中央で成功した人材とのコラボレーションを構築することができないという、曖昧な構造が残ってしまうのである。

・アジアの中心、世界の中心という発想

本来、競争の原理からすれば、地方は中央からの企業誘致を目指したマーケティングを展開するべきなのだが、中央を意識するあまり、中央よりも優秀で、アジアで突出した地方自治体になろうというビジョンを描いてしまうことが多い。地方自治体が作成したパンフレットでは、自分を中心に、アジアの主要都市を結ぶ同心円が描かれた地図をよく目にするのも、その現れである。一方で何の根拠をもって、はるばる企業が地方まで来てくれるのかという視点に欠けていることが多い。

実際には、当面の目標としてアジアの工業地帯が存在するのであり、それらとの競争に勝ちうるだけの競争優位（人、モノ、カネ、技術、デザイン、情報、文化、手続きの自動化などのインフラ）が備わっていなければ、中心になるどころではないのである。

ところがこれまでは、「日本を代表する東京が過密ならば、次善の策として地方に進出するに違いない」というロジックのみで地域開発制度が体系化されてきたきらいがある。

さて、こうしてできた地域産業振興制度について、代表的な企業誘致優遇政策を図表45に列記した。

地方自治体では、こうした産業振興策の実施とともに、優遇税制措置として、固定資産税の免除、不動産取得税の免除、事業税の免除などを行うとともに、財務支援措置として、補助金・助成金の供与、低金利融資・利子補給などを行っている。

たしかに、アジアなど諸外国の各種インフラには割安感があり、国内の多くの企業がアジア諸国

（図表45）自治体の企業誘致優遇政策

産　業　振　興　策	目　　的
輸入促進地域（FAZ）	空港や港湾周辺部における輸入促進関連事業の集積による輸入促進輸入品加工組立工場、共同物流の卸センター、展示場、関連施設などの設置17都道府県５政令都市
リサーチコア	研究開発、人材育成、ベンチャービジネス支援
テクノポリス（高度技術工業集積都市）	先端技術産業、学術研究機関、住環境の有機的結合
リサーチパーク（ハイテクパーク、サイエンスパーク、ビジネスパーク）	ハイテク産業の導入による地場産業の高度化
頭脳立地	ソフトウェア、情報、サービス業の立地
工業団地	960ヶ所。立地企業数7531社。分譲率48.3%

出所：地域別対日投資環境ガイドブック1999年　JTETRO

に移転するなか、アジアと同等の競争条件を確保するために各種優遇制度を設けることの意義は大きい。しかし、実際には、市場が成熟し、単純労働に対する国民の拒絶感も強く、アジアならびに諸外国への移転による空洞化は回避しようがないのが現状である。

この時、国内の地方自治体でナレッジワーカーを養成することが欠かせないという解答が誤って導き出されることがあるが、たとえ高収入を約束されたナレッジワーカーが地方で養成できたとしても、彼らが地方に留まってくれる補償はどこにもない。アジアでIT技術者を多く排出する中国やインドにおいてでさえ、多くの優秀な後継者を継続的に育成できるのは、先輩達同様、米国などの先進国に向け出国し、莫大な資金を稼げるからである。そういう意味では、ナレッジワーカーの賃金は上昇し、欧米並の水準に近づいており、インドや中国に行けば、割安で優秀な技術者を数多く獲得できると考えるのは、市場原理に反することを明確に認識すべきであろう。

こうしたことの反省を踏まえ、田園情報都市では、初期段階では、中央の技術者が欲する最低限のインフラのみを整備し、人材の移動により付加価値が生まれるような地域産業振興制度の整備が欠かせないと考えている。

②産学官連携

地方での産業育成、起業を促進することから産学官連携への可能性が見直されている。特に、「学」が教育機能から市場創造機能へシフトすることで地方拠点を再編する動きが加速している。

産学官連携は、「教育機能」「交流機能」「ナレッジ拠点」「実践」と段階を踏んで、機能が高度化する（図表46）。

・教育機能

高等教育の強化、社会人向け大学院の創設、社会人の招聘による実践型カリキュラムの構築、大学院大学の創設、大学間の単位交換による大学連合の誕生などが挙げられる。

・交流機能

冊子配布や地方の有力企業の先端技術、ニッチ技術の紹介、各種技術交流会の開催、会員制の限定型交流組織の運営、インターンシップ制度の導入や事業立ち上げによる学生と企業の橋渡しなどが挙げられる。

・ナレッジ拠点

学内企業による起業、会員企業への仲介事業、海外企業への技術移転事業、ハイテク拠点（シリコンバレー型研究開発拠点）の整備、各種遠隔事業の立ち上げ、大学院大学による専門家養成、各種ビジネスプランの作成支援などが挙げられる。

・実践

映画産業、アニメ産業、電気自動車産業などナレッジ集積型産業の立ち上げ、レンタルラボ・賃貸工場の運営、営業機能の民間へのアウトソーシングなどが挙げられる。

産学官の連携については、これまでの教育や自主研究を中心としたニッチの存在意義へのこだわりから、市場創造、応用製品による起業へと体質改善中であることは評価できる。しかし、一方で、知的所有権の有効活用が十分になされていない現状を改善するという側面からの発想が強く、「産」の代わりに「学」がイニシアチブを取った場合の市場創造の可能性を模索しているに過ぎない。

本来、十分に効率的な市場であるならば、あえて連携しなくても、期待リターンが得られる分野

（図表46）産官学連携による産業育成

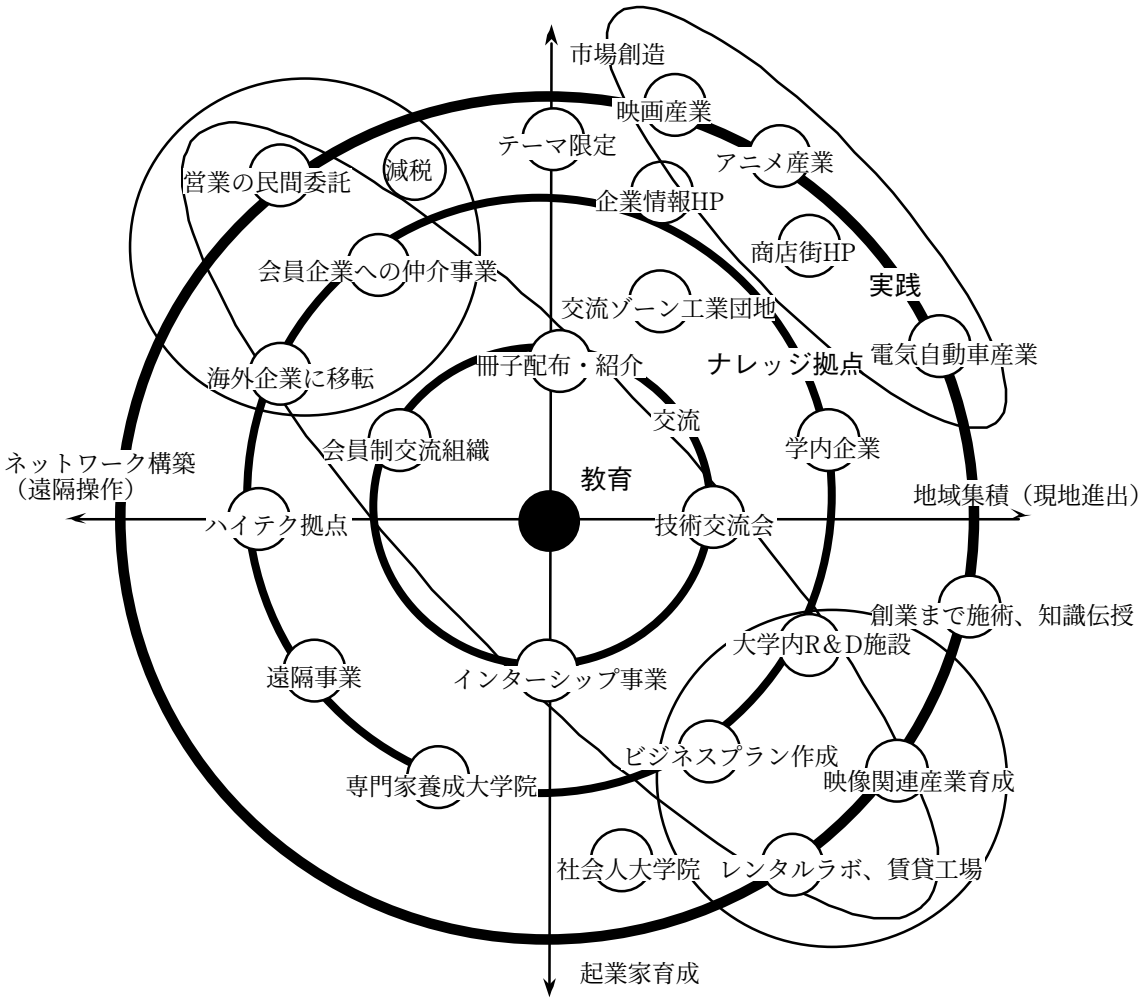

へは自然と資金が集まり、リスクを分散した上で、大きなリターンを得ようとするものである。

もうひとつ指摘したい問題は、「産」で成功を納めて「学」へと駒を進める傾向が理科系技術者・研究者のモチベーションの中には強い点である。マズローの欲求階層説に従えば、弟子を取り、自らの成功体験を後生に伝え、感動を共有し、人に尊敬されたいという欲求に支配されることになる。

この時、「産」で成功した個人に対し、十分に「産」が礼を尽くしていないと、この個人が「学」に移動した後に、新たな「産」を別途立ち上げる可能性が高い。その場合、もともと所属していた「産」との間で摩擦を起こさないかという懸念が残ることになる。

こうした産学官での軋轢を経験した「産」には「学」的な機能が含まれるであろうし、今の「学」が「産」の良さを吸収すれば、きわめて「産」に近い形の「学」が誕生する可能性もある。

そういう意味では、産学官連携は、異なるいくつかの連合体が相互に競争する市場、社会の登場を待つまでは十分な成果は期待できない[1)]。

1）ただし、シリコンバレーでの「学」におけるイニシアチブの発揮を参考にする場合には、「学」の周辺に多くの個人商店的な技術者工房が誕生し、ナレッジのワンストップ化が完成することによって得られるパフォーマンスに意義がある。そういう意味では、産官学を意識し、「学」に特化した田園情報都市が出現する可能性は高いだろう。

いずれのシナリオを採用するにしても、個人が十分に移動できる田園情報社会のフレームを提供し、それぞれのフレームのなかで、契約社会に基づきナレッジを共有するシステムを作り上げることが重要となろう。

③地方選別時代の到来

さらに、市場原理に基づき、一定規模以下の地方が選別される時代が間近に迫っている。やる気のある地方が復活する一方で、何もしなかった地方は破綻する時代である。

中央と地方の関係は大きく５つの時代に分類することができる（図表47）。

ａ）人材提供の時代（～90年）

右肩上がりの高度成長期までは、「地方が中央を支える時代」であったと言ってもよい。様々な人材が中央に上京し、ふるいにかけられつつ自らの居場所を見つけ、事業を興し、やがて成功者として故郷に錦を飾ることを是としていた。

ｂ）地方活性化の時代（～2000年）

地方に錦を飾る者とＵターン、Ｉターンが結びつき、地方活性化を模索する時代が幾度となく地方ブームを生んできた。東京並のインフラを整備し、ミニ東京を目指し、いつか追いつき追い越すことが戦略の要でもあった。が、地方自治の最大の制約でもあり課題でもある「制度は作るが営業努力は民間の責任」という大義名分により、すべての自治体が目覚ましい成果を得たとは言い難い。

ｃ）海外製造拠点との競合･競争の時代（～2005年）

海外市場と比較した場合の地方の高コスト体質は、中央の地方離れを加速し、日本の空洞化を生み出してきた。当初は単純労働を必要とする簡易加工分野のみだったが、やがて高密度製品に移行し、最近は最先端の戦略商品までもが当初から海外製造拠点で組み立て加工され、日本に再輸入される傾向が強まってきている。

（図表47）　地方選別の時代への推移

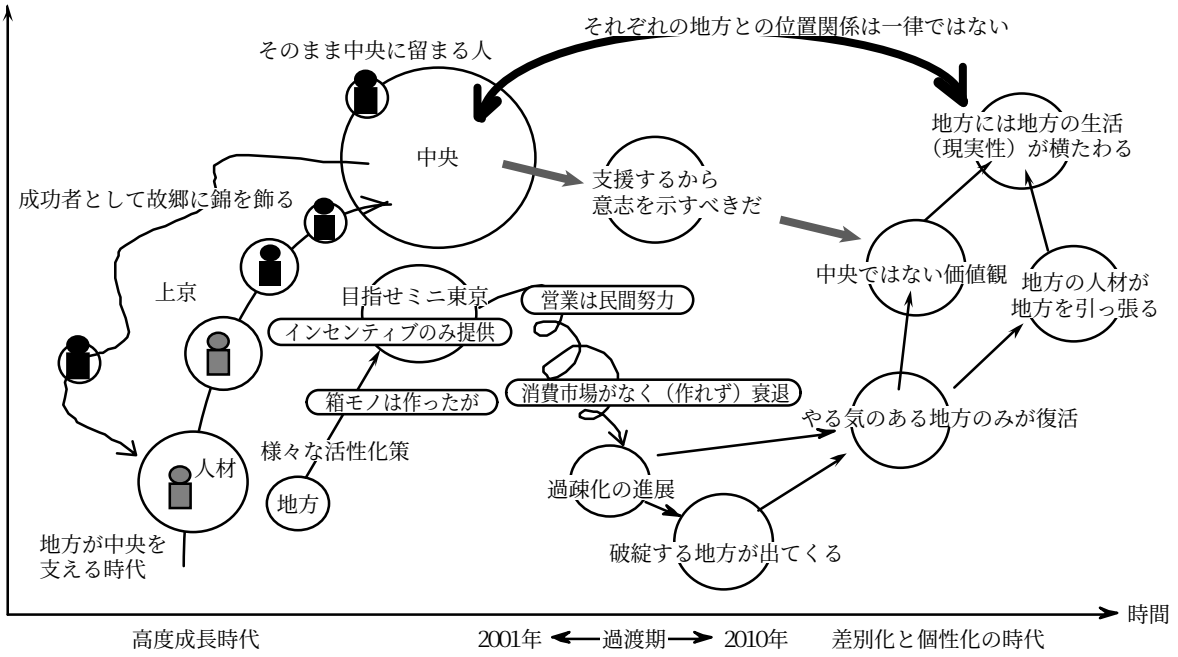

d）地方自治体破綻の時代（～2010年）

さて、21世紀を迎え、地方自治体のいくつかでは、高齢化、過疎化傾向が強まり、やがて財政難に陥って破綻する地方も出てくる可能性が強い。

e）選別と差別化の時代（2010年～）

こうしたことを繰り返し、いわば、中央と地方の間に一定の緊張感が存在するようになる。結果、中央はコラボレート（相乗効果を発揮）できる地方自治体のみに限りある資源を集中投資し、やる気のある地方のみが生き残ることになる。

この時、中央からは「中央にない価値観」、地方からは「地方を引っ張ることのできるリーダーシップによる舵取り」への期待が高まる。

ただし、こうしたことの実現には、地方に横たわる「保守性」や「中央的な生き方への憧れ」からの脱皮が不可欠である。

⑶ 政府への期待

こうした課題を乗り越え、実効性の高い地域活性化、企業誘致制度を確立するためには、戦略的思考を心がけることが不可欠である。

特に田園情報社会の実現に際しては、中長期的なビジョンに基づき、中央政府（省庁）間、地方政府（自治体）間を跨いだ過去の経緯にとらわれない創意工夫が求められる。

①中央政府

スリム化を目指した省庁再編により一府十二省庁体制が動き出すなか、省庁間の連携による機能の高度化が求められる。例えば、以下に示すような尺度により、自らがこれまで実施してきた政策を見直すことが望まれる。

・地方の自由な活動を阻害する各種要因の除去。
・旧来から漫然と続けられている各種サポートサービスの見直しと無駄の排除。
・既に整備したインフラのうち十分に活かされていないものの有効活用の再検討（リエンジニアリング）。
・各種申請手続きのための書類入手、提出が中央のみにて完結する体制の改善。
・手続きのステップの多さ、複雑な承認経路を回覧されることによりかかる時間の短縮。
・地方自治体あるいは企業が自由な発想を活発化できるような雰囲気、下地作り。

②地方自治体

地方自治体が田園情報都市に生まれ変わるための体質改善としては、次のことが望まれる。

a）箱モノ行政からの脱却

ハードインフラではなく、ソフトインフラの時代が到来している。特に近年、構築した組織の運営方法、効果的な付加価値情報の伝達、こうした組織を運営する人材の確保、さらには後継人材の育成が注目されている。

とは言うものの、いまだにむやみやたらと中央と同じもの（橋、ドーム型球場など）を欲しがる傾向が強いのも事実である。しかし、たとえハードインフラを整備するとしても、単に整備に明け暮れるのではなく、その後の利用方法や利用頻度などを十分に検討する必要がある。また、大規模インフラには、一定のメンテナンス費用が必要なことを意識することが重要である。

b）市場原理の導入

均等なバラマキではなく、地域の特性、市場ニーズを踏まえ、テーラーメードの施策を実施する必要がある。

また、地域が独自に考案した新規市場の創造において、自由闊達な競争を阻害しないための環境の整備（法規制の撤廃）が求められる。

この時、既存産業の保護育成を前提とするのか、新規事業を優先的に育成するのかの判断（リスクテーク）を地方自治体に任せることが重要になる。

ｃ）マーケティングマインド

地方自治体は、自らが企画実行したプランと類似するプランが第二第三の自治体から誕生することを想定し、対策を講じる必要がある。いったん企画が成功すれば、それを模倣し、追従する自治体が現れることは自明であり、競合自治体との差別化戦略（競争優位を持続できるだけのキラーコンテンツ、各種データベースの構築など）となる次の一手を用意しておくことが重要となる。

ｄ）リスクテーク

フレームだけをつくり、あとは企業努力（利潤追求者の自己責任）という開発姿勢を是正し、自治体の目指す方向性と合致する特別プロジェクト等へは積極的に参加し、リスクをとることが必要である。

そのためにも、職員の数年毎の転勤システムを改善し、じっくりとひとつのプロジェクトを実施できる状況、担当者が専門スキルを獲得できるような環境作りを可能とすべきであろう。

ｅ）人材のバーチャル（遠隔）利用

地方における独自の人材育成には限界がある。特に、特殊なスキル、高度な先端技術が求められる専門家の育成には時間がかかり、中央でも需要が高い人材であるため、コスト面も含め調達は難しい。

こうしたことを考慮し、ITなどを利用し、実際には駆けつけられなくても遠隔での応援が可能であるようなシステムを構築し、専門家を招致しやすい環境を整備することが求められる。

ｆ）エコマネーの導入

労働（汗）の対価を得られる制度の導入により、通常の貨幣価値とは異なるインセンティブを確保し、ボランティア要員の獲得を確実なものとすることが求められる。

６．既存制度との整合性

田園情報社会構想は2015年頃のビジョンを描いた構想である。したがって、まったく新たなコンセプトとしてゼロからすべてを構築するのではなく、既存の政府施策のなかにその芽を見つけ、活用することが実現への近道となる。

そこで、ここでは、田園情報社会と密接な関係があると思われる「ｅ-Japan戦略」「市町村合併」「電子政府」を取り上げ、その延長線上に展開する際の課題を抽出するとともに、実現に向けた方向性を検討する。

⑴　ｅ-Japan戦略

政府は、ITの活用により日本の発展を促進させることを目的に、急ピッチで体制づくりを進めている。まず、昨年７月に「情報通信技術（IT）戦略本部」を創設。有識者20名から構成される「IT戦略会議」が設置され、「IT基本戦略」をとりまとめた（2000年11月27日）。同時に、第150回国会において、「IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）」が制定され、本年１月６日に施行された。

①ｅ-Japan戦略

政府は「IT基本法」に基づき、総理大臣を本部長とする新たなIT戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）を発足、５年以内に世界最先端のIT国家になるという目標が掲げられた「ｅ-Japan戦略」を決定した（2001年１月22日）。

（図表48）　e-Japan戦略の概要と課題

実現目標の社会	具体的な数値目標	課題
・すべての国民がITのメリットを享受	・５年以内に3000万世帯が高速ネット網に常時接続 ・５年以内に1000万世帯が超高速ネット網に常時接続 ・すべての国民がネットを使いこなせる ・多様な情報・知識を世界的な規模で入手・供用・発信できる	・若年層幼年層へのIT教育 ・操作が簡単なハードウェア、OSの開発 ・多言語変換システム ・英語の公用語化
・経済構造改革の推進 ・産業の国際競争力の強化	・ITの活用を通じた新規産業の創出 ・ITの活用による既存産業の効率化 ・経済構造の高度化 ・国際競争力の強化 ・持続的な経済成長と雇用の増大	・ゲームの理論に基づく先進国、途上国の構造変化と競合先の増大
・豊かさを実感できる国民生活 ・個性豊かで活力に満ちた地域社会	・2003年までに電子政府を実現 ・2003年までに電子商取引の市場規模を70兆円超に ・遠隔教育、遠隔医療の普及 ・全ての国民がネットを通じて、必要とするサービスを受け、様々なコミュニティに参加できる	・コミュニティへの参画制限 ・コミュニティ間の差別化 ・コミュニティ間の競争容認 ・落伍コミュニティの支援
・地球規模での高度情報ネットワーク実現への国際貢献	・IT関連修士、博士号取得者を増大させる ・2003年までに外国人人材を受け入れる ・米国水準を上回る高度なIT技術者・研究者が絶え間ない技術開発を行う環境の実現 ・情報通信技術の高度化、コンテンツの発信による国際貢献	・受け入れ先の開発 ・労働コストの上昇 ・年金医療制度への影響 ・知的所有権、文化的侵略問題

同戦略では、「全ての国民がITのメリットを享受できる社会」「経済構造の改革の推進と産業の国際競争力の強化が実現された社会」「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活と個性的で豊かな活力に満ちた地域社会が実現された社会」「地球規模での高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けた国際貢献が行われる社会」の実現により、５年以内に世界最先端のIT国家へ変貌することを目標に掲げている。

e-Japan戦略の課題としては、中高齢層と若年層におけるITの修得能力の差、目標年限までの先進諸国、途上国のIT技術の進展、コミュニティ間の競争問題、リアルコミュニティとネットコミュニティの概念の確立、外国人技術者導入に伴う潜在リスクの発生、国際貢献における知的所有権や文化侵略問題などが新たな論点として浮上しよう。

②ｅ-Japan重点計画

「ｅ-Japan重点計画」は、ｅ-Japan戦略を具体化するために、政府が迅速かつ重点的に実施すべき５つの施策を明示したものである（2001年３月29日）。

ここでは、５つの重点分野それぞれにおける重点計画と2005年時点での姿が描かれている（図表49）。

重点計画では、ITを活用した効率的な社会を構築する上で政府が実施すべき最低限の計画が描かれているものの、こうしたものが整備された上で、企業や地域住民が独自に確立し、獲得する市場やメリットについては描かれていない。

すなわち、ｅ-Japan重点計画が推進されても、今の社会構造が画期的に変化し、まったく異なる生活が誕生するというわけではなく、今の延長線

（図表49）　e-Japan重点計画と2005年の姿

重点施策分野	重点計画	2005年の姿
・世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	・公正競争条件の整備 ・超高速ネットワークインフラの形成推進 ・研究開発の推進 ・放送のデジタル化の推進	・高画質映像の配信 ・遠隔地でのイベントの参加 ・立体映像を仕様したショッピング ・音楽ダウンロード、テレビ会議、遠隔在宅介護 ・外出先からの家電操作 ・携帯端末での高速ネットへのアクセス
・教育及び学習の振興ならびに人材の育成	・学校教育の情報化 ・IT学習機会の提供 ・専門的な知識・技術を有する人材の育成	・授業でのネット活用による自発的、創造的学習 ・趣味の充実、社会形成への参画 ・仕事の効率化、IT産業への就職を容易化 ・大学での独創的な研究、多様な人材の輩出、最先端技術の開発 ・ネットコンテンツの日本での制作、世界へ配信
・電子商取引等の促進	・電子商取引阻害規制の見直し ・新たなルールの整備 ・知的財産権の適正な保護および利用 ・消費者保護 ・中小企業のIT活用基盤の整備	・高額な取引を安心してネット上で取引可能 ・迅速なビジネス展開 ・知的財産保護の徹底 ・魅力あるコンテンツのネット上での提供 ・個人が安心して電子商取引を行える ・中小企業の半数のネット商取引参加
・行政の情報化および公共分野における情報通信技術の活用の推進	・国民、企業と行政との間の情報化 ・行政の事務・事業の情報化 ・科学技術・学術研究分野の情報化 ・芸術・文化分野の情報化 ・保健医療福祉分野の情報化 ・雇用分野の情報化 ・高度道路交通システムの推進 ・環境分野の情報化 ・地理情報システムの推進 ・防災分野の情報化	・24時間行政情報の観覧、申請、届け出等 ・手続、手数料納付・政府調達 ・文化財、美術品の情報の入手、利用可能 ・電子カルテの普及、高い医療サービス ・ITSの普及
・高度情報通信ネットワークの安全および信頼性の確保	・制度・基盤の整備 ・政府部内の情報セキュリティ対策 ・民間部門の情報セキュリティ対策、普及啓発 ・重要インフラのサイバーテロ対策 ・研究開発、人材育成、国際連携	・プライバシー侵害やサービス停止の心配がない ・サイバーテロの有無に関わらず、重要インフラ関連のサービスの安定的供給 ・重要な情報システムのバックアップにより自然災害リスクが除去される ・ハイテク犯罪への国際連携による対応

上の多少便利な生活が達成されるにすぎないという印象が強い。さらには、2005年以降、IT環境が整備された後には指数関数的に高度化するであろう生活が描かれていない[2)]。

③ｅ-Japan重点計画と田園情報社会

一方、田園情報社会構想は、2010年から2015年のビジョンを描いている。ここでは、市場原理に従い、「個」に選択肢が帰着することが重要となる。

ｅ-Japan構想ではネット活用による効率的な社会を是とするが、田園情報社会では、必ずしも究極の効率性が保障されているものではない。アナログとデジタルのどちらを使うか、リアルとバーチャルのいずれを選択するかは「個」に決定権がある。すなわち、2010年の世界観では、巨大化したバーチャルな空間へのアクセシビリティを保障するのではなく、実世界に対応し、情報が追いかけてくるシステムを構築することを提唱している。

図表50は、2005年での達成が確認されたｅ-Japan重点計画の主要項目と、2010～2015年での達成を目標とする田園情報社会構想を対比させたものである。

（図表50）　e-Japan構想と田園情報社会構想の目標

	2005年（ｅジャパン構想での実現内容）	2010年（田園情報都市での目標）
①	・高齢者、障害者も趣味に応じてコミュニティに参加可能	・都市在住者が田園情報都市をサポートし、地域通貨を蓄える
②	・全ての労働者がIT活用、仕事の効率の大幅向上	・効率良い仕事環境やツールを求めて、田園情報都市を探訪
③	・希望する職業への就職が容易になる	・求める人材を田園情報都市が指名。個人のスキルがパーツ化される
④	・大学が地域産業や生涯学習の知的拠点として、人材を輩出	・複数の地域と関わりを持ちつつ、人材育成と新陳代謝を促進する
⑤	・人気アニメ等のコンテンツを多く輩出、ネットで全世界配信	・欧米、アジア等のコンテンツ制作者の人材育成基地となり、人を輸出
⑥	・知的財産権の保護の徹底、魅力あるコンテンツがネット提供	・一定期間経過後の知的財産権をコミュニティに寄付、優遇税制適用
⑦	・個人情報の適切保護、消費者が安心してEC取引を実施	・監視ボランティアが交替で巡回を行い健全なｅコミュニティを維持
⑧	・行政情報の電子化、24時間、自宅･事務所より手続き	・電子自治体の所属先の配分を個人が選択可能、地域育成に意志を持つ
⑨	・公共分野の情報化、効率良い社会の実現	・歩ける範囲での地域情報の細分化、情報の自動転送
⑩	・国境を越えた人材育成、国際連携、経済活動への取り組み	・在外邦人へのサポート、外国人の名誉日本人としての囲い込み

2）「ｅ-Japan 2002プログラム（平成14年度IT重点施策に関する基本方針）」では「ｅ！プロジェクト」において、2005年に実現される世界最先端のIT国家イメージを国民（特にヘビーユーザーや来訪の外国人ビジネスマン）にわかりやすく示すための、最先端技術を実験的に投入することを提唱している。例えば、国際空港での無線LAN利用、多機能都市街区における超高速ネット環境整備、モバイルを活用したショッピングモール、IT利用のマンションの展示販売、ITモデルハウスの提示、さらには電子投票、電子申請、電子救急、教育のIT化などが掲げられている。

以下、田園情報社会構想のコンセプトを元に、その実現のためにｅ-Japan重点計画の次の段階として望まれる政策や課題を抽出したい。

ａ）弱者のコミュニティ参加

「高齢者、障害者が趣味に応じてコミュニティに参加可能」な社会とは、弱者がネットワークへアクセスする際のバリアが排除された社会を指す。これらの達成には「ウェブ・アクセシビリティ」を議論する必要がある。

ただし、「コミュニティ」の概念をどこまで広げるか、リアルコミュニティとバーチャルコミュニティの区別、さらには高度情報通信技術によってリアルタイムでのバーチャル空間が実現した場合、弱者にとってはさらにアクセシビリティが低下、拡大するといった懸念も存在する。

「趣味に応じて」という生活の中での余力の部分に範囲を限定しているのは、個人の選択にゆだねることができるからであるが、趣味にかかるコストをどう負担するかの議論も浮上してこよう。

こうしたことをふまえ、さらに国民の４人に１人が65才以上の社会が到来することを考えると、2010年～2015年の社会では、弱者から健常者にその範囲を拡大することが望まれる。

その第一段階として、都市在住者が任意のコミュニティへ参画できるようにし、その財源として「地域通貨」を活用することが望ましい。田園情報都市では、「都市在住者が（中央からもしくは地方に滞在して）田園情報都市をサポートし、地域通貨を蓄える」ことが可能な社会の実現を目指すべきであろう。

ｂ）労働者の生産性向上

「全ての労働者がIT活用、仕事の効率を大幅向上」する社会の実現は、それぞれの労働者の個性やスキルを認め、個々の判断により最適な仕事環境やツールを求め、移動することをサポートすることが望まれる。

「全ての労働者」という画一的な言葉で、基礎となるIT環境の提供を行うフェーズ（2005年）から一歩前進し、知的生産性の高い労働者の育成に全力を傾けることが必要となる。

また、ITを活用する人が増え、全ての労働者の生産性が向上した場合、必ずしも労働者の生活が楽になる（余暇が生まれ、報酬が増える）とは限らない。

できるだけ少数の専門家が多くの知的労働に携わることの方が、企業経営上はビジネスリスクが小さいからである。結局、貧富の差が広がり、一部のエリートと多くの単純労働者が増加することを潜在リスクとして認識し、その対処方法を検討することが望まれる。

その解決方法として、代替手段を備えた社会の実現が求められる。より少ない専門家が多忙な作業を行ったとしても、それは企業側が短期集中型で労働者の潜在能力を最大限に引き出すことであり、「使い捨て」を余儀なくされる。集中して仕事をする時期と、余暇を楽しみ、次の仕事に向かうための充電の時期とを交互に繰り返せる社会環境を整備し、個々のリスクが一方的にどちらかに振れてしまうネット社会の構造を中和することが望ましい。

ｃ）就業機会の向上

「希望する職業への就職が容易になる」社会の実現は容易ではない。今でも企業側が望むもっとも基本的なスキルがITであることに変わりはないが、科学技術計算に関する基礎知識がなくてもコンピュータを動かせる時代は既に実現している。

むしろ、高度情報社会の実現後は、小さな政府と僅かなエリートが中央に位置し、業務の大半は、外部（特に地方のSOHOでネットワーク化された

個人企業）に委託されることになる。

競争に耐えうる地方自治体は、それぞれ得意とする業務やビジネスが存在するため、求める人材を公募する形が登場する。

この時、個人のスキルが細分化され、パーツとして利用可能な状況を作り出すことが重要になる。そのためには、「ナレッジマネジメント」「知的所有権」の議論が重要となる。また、ナレッジやスキルを獲得するための「場」を意識的に提供可能な「企業」をいかに創造するかを検討することが望ましい。

d）ナレッジの創造と供給

「大学が地域産業や生涯学習の知的拠点として人材を輩出」する社会の実現は、第一段階としてのナレッジの供給拠点を大学に求め、産官学連携を促進し、産業創造を促進する上では異論はない。

ただし、バーチャルな大学空間が登場し、国際的なネットワークによってより密度の濃い高等教育可能な環境が登場した場合の、単一拠点としての地方大学の存在意義を再度検討することが望まれる。

例えば、地域大学間で連携を模索し、地域間での人材の移動を促進し、人材の新陳代謝が行えるフレーム作りを目指すことが、地方大学の生き残りのための戦略となりうる。あるいは、一部高齢者や障害者等の「弱者の活動拠点」としての「施設」「機能」を整備し、図書館や病院、文化施設としての役割を見直すことの方が現実的であるといえる。

e）コンテンツ市場でのイニシアチブ

「人気アニメ等のコンテンツを多く輩出、ネットで全世界配信」できる社会の実現は、一部ではあるが既に実現している。機能が限定され、時間がかかるものの、アナログ、デジタル双方をミックスした状況での人気アニメのコンテンツ配信なども行われている。

ただし、技術的な問題として、知的財産権や大容量での動画を配信可能な環境を作ったとしても、メードイン・ジャパンとして取り扱われる可能性は低い。アニメは文化であり、個々の国家の文化戦略とも密接に関わっているため、影響力は極力排除される。

エンドユーザーには、発信元が日本直接なのか、第三国経由なのかは気にならない。さほど重要なことではないのである。これは、ウォークマン（ソニー）が日本製であることを知らない海外ユーザーが少なくないことからも理解できよう。

このことから、コンテンツを輩出するという段階からさらに一歩進め、日本で良質なコンテンツを制作する技を学ぶことができる「人材育成基地」としての機能を強化することがバーチャルな時代の重要な産業政策として浮上する。そうした人材供給基地には、自然と海外（特にアジア）の優秀な人材が集まり、バリューチェーンを創造しつづける上での好循環となる。

f）知的財産権

「知的財産権の保護の徹底、魅力あるコンテンツがネット提供される」社会の実現は、一定期間経過後では、コンテンツは全世界で利用可能になるため、あまり意味を持たない。

また、知的財産権で保護され、魅力あるコンテンツを提供できた人たちは、勝者として讃えられるとともに、多くの税金を納めることを求められる。こうしたコンテンツ提供者は、いわばハイリスク・ハイリターンの中で生存し、飲まず食わずの世界から、一転大金持ちの生活と人生を手に入れることになる。

が、こうした成功者のなかには、後輩育成や地域振興に貢献したいと考える人は少なくない。こ

うした地域社会やニッチ市場での好循環を生み出す上では、一定期間経過後の自らの知的財産権をコミュニティ（バーチャル＆リアル）に提供した人には優遇税制を適用できるなどの政策が望まれる。

ｇ）消費者信頼

「個人情報の適切保護、消費者が安心してEC取引を実施」できる社会の実現は、政府と企業と消費者（あるいは市民）の間での健全なやりとりが基本となる。

電子商取引に関する施策提言を国際的な民間団体という立場から行っているGBDe（電子商取引に関する世界ビジネス会議）[3]では、「消費者信頼」なるワーキンググループにおいて、BtoCの発展のためには、消費者に安心を与える要素である「ADR（裁判外紛争処理）」「トラストマーク」「個人データの保護」に関する提言の検討を行っている。

GBDeの第３回東京会議（2001年９月14日）では、「個人情報のデータ保護」について、個人情報以外の情報の収集による個人の特定、児童の個人情報の収集、子会社への個人情報の転送、買収時点での個人情報の取り扱いなどに関する企業側からのガイドラインに関し、提言が行われている。

これは政府による過度の制約を受けるのではなく、あくまで企業側が自主的に市場をリードできるというスタンスに立った企業側からの提言である。こうした市場原理を維持した自由度の高い議論には、政府関係者も一定の理解を示している。

ただし、国際的なネットワークに関するテロ行為が拡大するなか、コミュニティにおける警察機能の強化が叫ばれることになろう。

政府と企業が消費者（市民）を弱者として保護する段階からさらに進め、消費者（市民）が自ら監視ボランティアを組織化し、交代で巡回を行いながら、ｅコミュニティを監視し、健全なｅコミュニティを維持するための政策を進めなくてはならない。消費者保護には消費者自らが立ち上がるという姿勢が重要となってくるものの、その育成には時間を要するため、早い段階からの準備が必要である。

ｈ）電子政府、電子自治体

「行政情報の電子化、24時間、自宅事務所より手続」が可能な社会の実現では、政府と市民の関係を一対一で既定している。

電子政府、電子自治体での現時点での問題点としては、行政情報の電子化が企業、市民に与えるメリットを公開することが望まれる。例えば、電子化が進むことで小さな政府が実現し、政府関連サービスのランニングコストが削減されることや各種申請や登録のコストが大幅に削減されることなどが挙げられる。

一方、電子政府、電子自治体を導入することに由来するイニシャルコストやメンテナンスコストなど、コスト負担に関する情報公開も望まれる。

こうしたことを2005年までに実現した上で、電子自治体への個人の所属に関し、柔軟な選択が可能な環境を準備することが望まれよう。

個人が必要と思う地方自治体が生き残るという仕組みが、既存の自治体改革でのインセンティブとなる。

３）GBDe（電子商取引に関する世界ビジネス会議）は、日本、米国、EU、韓国、台湾、メキシコ、ベネズエラ、南アフリカの電子商取引に携わっている企業のCEOと役員で構成される会議。99年より、政府関係者を巻き込む形で様々な議論を進めている。その範囲は、消費者信頼、コンバージェンス、　文化的多様性、サイバー倫理、サイバーセキュリティ、デジタルブリッジ、電子政府、知的財産権、インターネット決済、税制、貿易／WTOと多岐に渡る。

ｉ）クリック＆モルタル

「公共分野の情報化、効率良い社会」の実現は、高齢化社会での高齢者、弱者に必ずしも心地良いものであるとは限らない。

歩ける範囲の地域情報の細分化など、情報化のメリットをくみ取れるようにならなければ、単なる役所の効率化（作業負担の軽減）のための措置にしかならない。

情報化、電子化は社会システムの脆弱性を補うものであり、高度に効率化した社会では、可動範囲ではアナログで必要とする情報を苦もなく入手できることが望まれる。

一方、「いつでもどこでも」の世界が実現した場合、個人が必要とする情報が絶えず自らの近くに転送されることも望まれよう。

ｊ）国際貢献

「国境を越えた人材育成、国際連携、経済活動の取り組み」を実現する社会は、従来、日本から海外への国際貢献を前提としてきた。これをｅ-Japan構想では、国内への海外技術者の招聘に伴う障壁の解消により、万人体制へと拡大したい意向だ。このとき問題になるのは、IT専門家を含む人材は引く手あまたであり、日本に来てくれるという補償が何もないことだ。特に、欧米の英語圏では日本語を学ぶということが他言語以上に難しい。

こうしたことを考えると、国際貢献として受け入れ可能な外国人には、帰国時に他のインセンティブを提供できることが望ましい。

そうした段階をふまえた上で、田園情報社会では、在外邦人のサポートと国内への求心力を回復するとともに、外国人の一部を名誉日本人として取り込む政策の検討が望まれる。

⑵ 電子自治体

①移行期

初期段階での電子自治体の導入目的は、住民サービスの向上を図ることである。居住地以外の窓口や各種端末から24時間申請、発行できるだけでなく、各種施設の許認可を受け付けることなどが想定できる。端末操作は当然のことながら、住民側に移行する。

自治体内においては、単に情報システムを通して既存コンテンツの電子化、自動化を図るだけではなく、電子自治体に対応したフラットで効率よい組織への変革、双方向に利用可能なコンテンツの整備や従来の概念にはないコンテンツの開発が要求される。

こうした電子自治体への移行には、自治体破綻につながる３つの問題が存在していることが指摘されている（図表51）。

②定着期

電子自治体の定着期においては、政府（中央政府、地方政府、海外）、企業（大手企業、中小企業、個人企業）、市民（弱者、家庭、外国人）など、ステークホルダー（利害関係者）間のそれぞれのニーズと課題を把握し、調整することが求められる（図表52）。

③応用期

究極の電子自治体では、「個」が地方自治体との関係をそれぞれの意志で選択する「裁量」を与えることができるようになる。

自治体間では、隣接しない複数の自治体同士の連携を模索することが容易となる。これを受け、個人は、単に直接所属する自治体のみならず、間接的に影響を受ける（関係が深い）自治体を選択することが可能となる（図表53）。

（図表51）電子自治体移行期に起こる問題

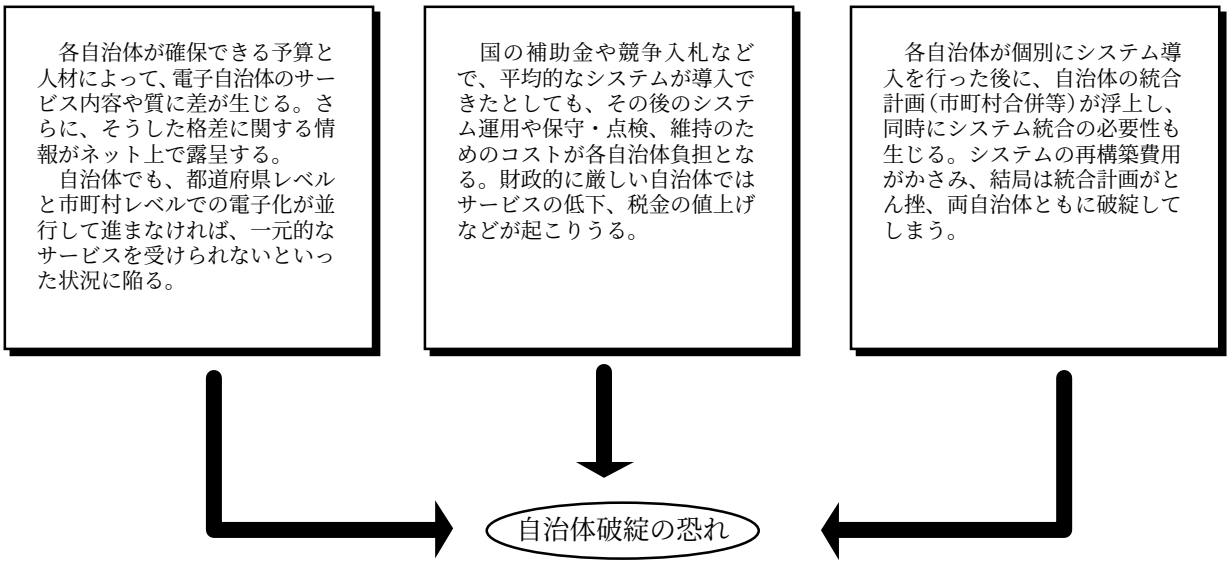

（資料）日経システムプロバイダ　2001．2．16号より日本総研作成

（図表52）電子政府間での利害関係者の調整

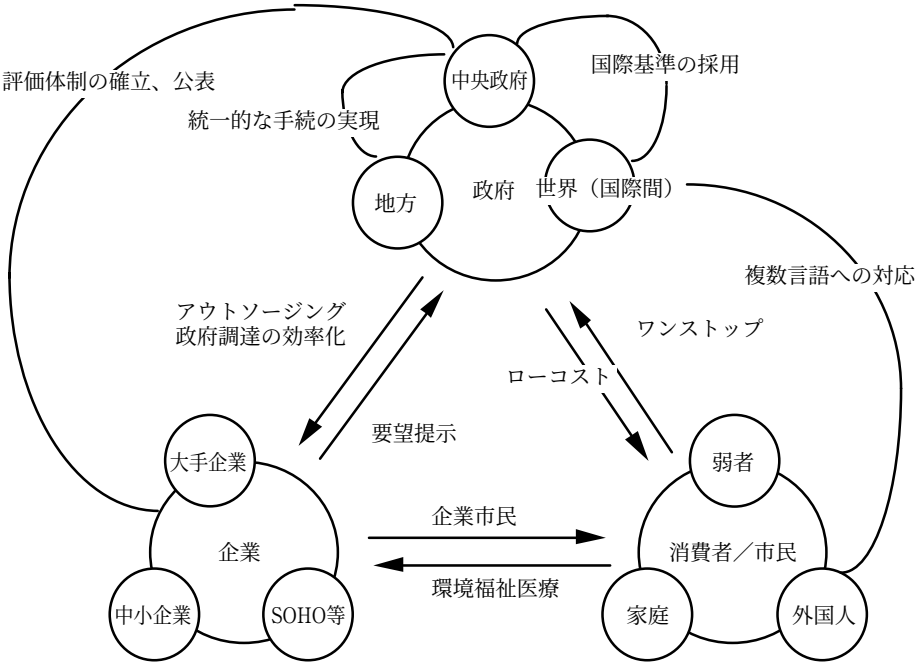

（図表53）電子自治体の応用

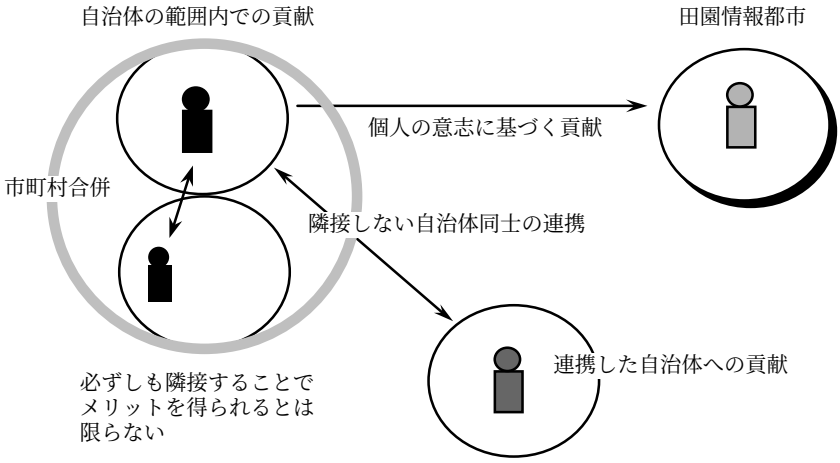

（図表54）初期段階の田園情報都市型電子自治体

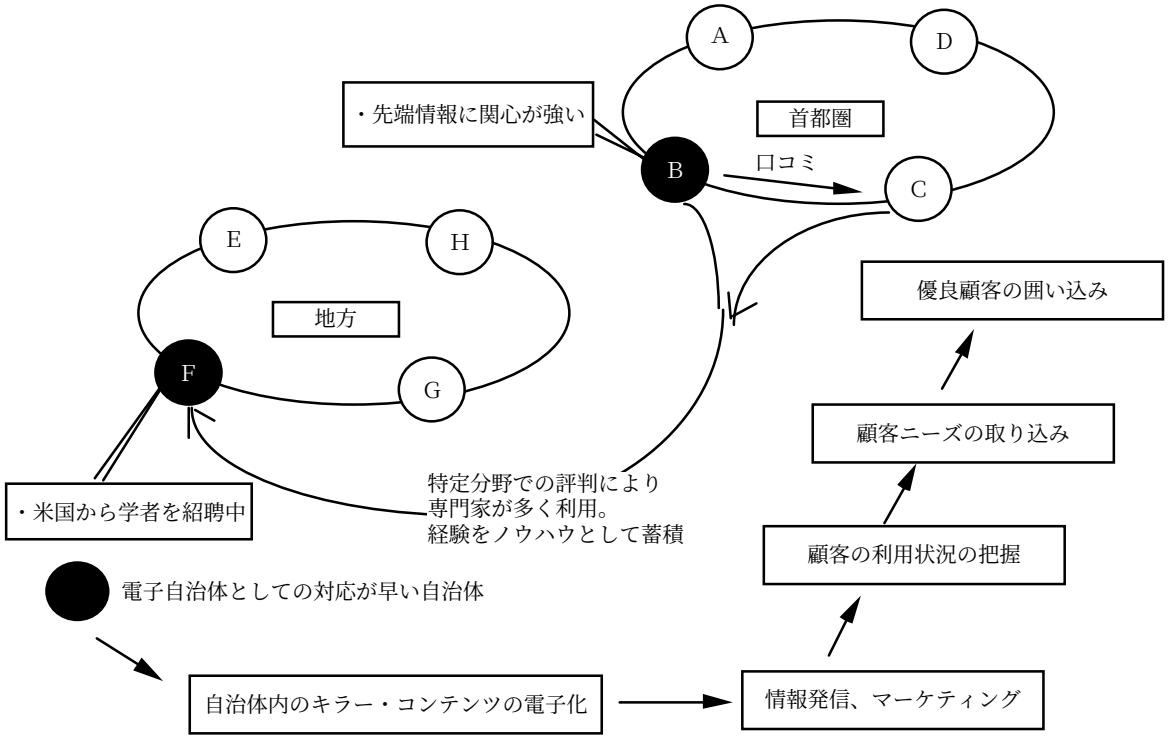

④田園情報社会構想の実現に与える効果

電子自治体への移行により、「田園情報市民」はそれぞれが所属する母体となる自治体から各種情報を自由に持ち出す（あるいは転送する）ことが可能となる。

ａ）電子自治体の立ち上げ

初期の段階では、移動を頻繁に行う「市民」は中央在住であり、地方の「田園情報都市」はこれら市民を迎え入れる立場にある。

市民は、「ボランティア活動を行う（エコマネーを入手する）」「リラックスのために立ち寄る（精神的なスキルを高める）」「短期的なアルバイト要員として雇用される（労働スキルを提供する）」「スキルアップを心がける（ナレッジをもら

う)」などの目的で「田園情報都市」を訪れる。市民と田園の関係は一対一であるため、先に電子自治体に移行し、エコマネーを整備し、システムを作り上げた自治体ほど、成功する確率は高い。

迎え入れる側は、自らが整備している電子自治体が供給可能なインフラ、コンテンツ、人材、臨時に調達可能な専門家、得意とする分野、これまでに同田園情報都市を利用した人達の実績、寄せられる効果に関する謝辞などをマーケティングデータベースに登録し、「市民」のニーズの掘り起こしを試みる。

b）電子自治体間の競争

先行する電子自治体の成功は、周辺自治体の電子化への動きを刺激することとなる。この時、先行する電子自治体は豊富な顧客情報と顧客へのサービス展開時の試行錯誤によって得られた経験を元に、さらなるサービス（エコマネーの貯蓄ポイントの加算、利用可能先の拡大、提供可能スキルの深堀）を模索し、田園間の連携、合併を検討することになる。

一方、「市民」は競争が激しくなる「田園情報都市市場」のなかから、自らの目的と人生の段階に合致した場所を選択することになる（図表55）。

c）中央電子政府による管理

より高度に発達した段階では、中央政府がこうした「市民」の「生産活動」「消費活動」を数値化し、それぞれが支払うべき「税金」、得られるであろう「エコマネー」などを精査し、「市民」ならびにその「家族」「親族」などへの転用を認める。

また、中央は不正を働く、あるいは破綻懸念のある「電子政府」を監視することなどにも取り組むことになる（図表56）。

(3) 「地域間連携の可能性」

地域間連携の可能性として様々な試みが行われている。ここでは、権限委譲の受け入れ体制の整備を目的とする「広域連合」、地方分権の受け皿作りを目指す「市町村合併」、交通アクセスと情報アクセスの機能向上による第三次産業の創造を目指す「広域経済生活都市圏」を取り上げる。

①広域連合

広域連合は、様々な広域的なニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するため、平成７年６月から総務省（旧自治省）により施行されているものである。

（図表55）田園情報都市型電子自治体間の競争

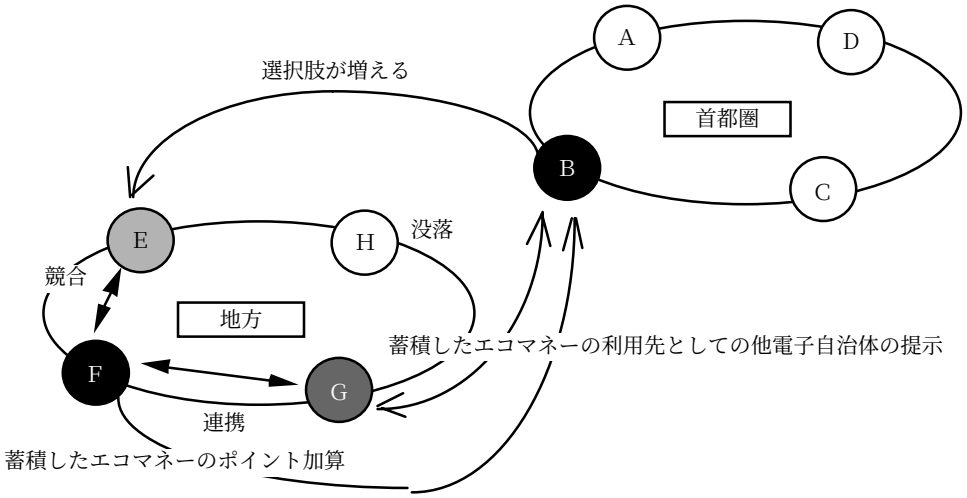

（図表56）田園情報都市型電子自治体における中央政府の役割

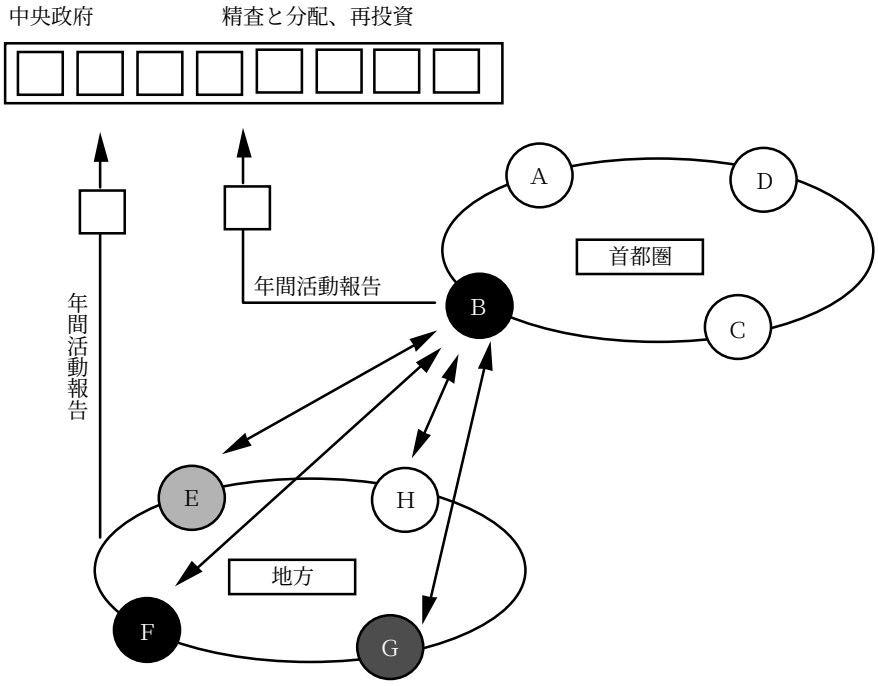

平成12年９月27日現在、27都道府県において、68広域連合（構成団体数680）が発足している。

広域連合への財政措置としては、特別交付税措置として、１構成団体あたり700万円を交付し、さらに広域計画に基づく公共施設の整備事業に対する地域総合整備事業債の充当率の嵩上げ（75%を85%に）などを行っている。

広域連合では、より多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能な仕組みを採用している。具体的には、作成する広域計画に関連する構成団体の事務を盛り込むことができ、事務の実施について勧告を行うことができるというものである。

既に「一部事務組合」が地域連合では広く活用されているが、同組合がゴミ処理や消防など同一事務を持ち寄り、共同処理することを目的にしているのに対し、広域連合では廃棄物処理の他に、介護保険事務、ふるさと市町村計画の策定、老人ホームの設置運営、公立大学の設置管理運営、観光振興など、地域ごとのニーズを元に、権限委譲の受け皿づくりが進められている。

②市町村合併

基礎的な自治体が合併することで強化されない限り、権限委譲は困難との立場から市町村合併の機運が高まっている。現在3200ある市町村を1000程度に再編することが目標とされている。

図表57は、総務省の研究会が合併後の人口規模に着目して市町村合併の類型をまとめたものである。

総務省の要請に基づき、2000年中に33の都道府県が合併推進要綱をまとめたが、一種類のみを提示した宮城県[4)]や、複数案を示した北海道、大阪府など、対応はまちまちである。ただし、全体

４）宮城県では、仙台市と川崎町を除いた69自治体を生活圏ならびに効率的な行政サービスの提供という尺度で、15自治体に区分けする一案が示された。「中核都市創造型」「都市移行型」「ポテンシャル開花型」「連携進化型」など、自治体ごとの特徴を考慮している。

（図表57）　市町村合併の類型

	想定される典型的な地域	合併を通じて実現すべき目標
人口50万人超	・複数の地方中核都市が隣接している場合 ・大都市圏において、複数の中規模の市が隣接している場合	・経済圏の確立 ・土木行政等の充実 ・大都市圏における一極集中の是正 ・政令指定都市への移行による県も含めたイメージアップ
人口20万人・30万人程度	・地方中核都市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 ・大都市圏において、市街地が練たんした複数の小面積の市が隣接している場合	・都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など ・高次都市機能の集積 ・急激な人口増加への広域的な対応 ・県土全体の発展の中核となる都市の育成 ・中核市・特例市への移行によるイメージアップ
人口10万人前後	・地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 ・大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合	・高等学校の設置や一般廃棄物の処理（焼却）など一定水準の質を有する行政サービスの提供 ・県下第２、第３の都市の育成による県土の均衡ある発展
人口５万人前後	・地方圏において、隣接している町村で一つの生活圏を形成している場合	・福祉施設等の充実（福祉事務所の設置など） ・グレードの高い公共施設の整備 ・計画的な都市化による圏域全体の発展 ・市制施行によるイメージアップ
人口１万人～２万人程度	・中山間地域において、同一の谷筋でのまとまりなど、複数の町村が隣接している場合 ・離島が複数の市町村により構成されている場合	・適切かつ効率的な基幹的サービスの提供

（資料）総務省ホームページより日本総研作成

としては、名称は異なるものの、総務省の指針通り、「政令市移行型」「中核市移行型」「市制移行型」「広域行政発展型」「財政基盤強化型」などの５分類に類型化できる。

一方、昨年11月には、政令指定都市（人口50万人以上、都道府県並の権限、12市[5]が指定されている）、中核市（人口30万人以上、1000～2500項目の権限委譲、要件を満たすのは34市、うち27市が指定）に続き、特例市（人口20万以上、20項目の権限委譲）が創設された。対象は全国で59市あるものの、半数以上は権限委譲が不十分として、移行するかどうかの判断をしていない。

5）2001年５月に誕生したさいたま市は、合併後２年以内の政令指定都市移行を目標に準備中。７月、「さいたま市行政区画審議会」を設置し、「行政区画の編成及び区役所の位置」について、審議を行っている。

（図表58）　政令指定都市、中核都市、特例市の概要

	政令指定都市	中核市	特例市
要件	●政令で指定する人口50万人以上の市 ●都道府県並みの権限	●政令で指定する人口30万人以上、面積100平方キロメートル以上の市 ●人口50万人未満の場合にあっては、当該地域における中核性（昼夜間人口比率が100を超えること） ●都道府県から1000～2500項目の権限移譲	●政令で指定する人口20万人以上の市（平成12年４月１日から制度施行） ●都道府県から20項目の権限移譲
対象都市	大阪、名古屋、京都、横浜、神戸、北九州、札幌、川崎、福岡、広島、仙台、千葉 （指定順） 計12市	（平成８年度）新潟、宇都宮、富山、金沢、岐阜、静岡、浜松、堺、姫路、岡山、熊本、鹿児島 （平成９年度）秋田、郡山、和歌山、長崎、大分 （平成10年度）豊田、福山、高知、宮崎 （平成11年度）いわき、長野、豊橋、高松 （平成12年度）旭川、松山 計27市 要件を満たしている市は 八王子、倉敷 要件の見直しで対象となる市は 川越、横須賀、岡崎、高槻、奈良 計７市 （合計34市）	（平成12年11月１日移行） 函館、盛岡、小田原、大和、福井、甲府、松本、沼津、四日市、呉 （平成13年４月移行） 八戸、山形、水戸、前橋、高崎、川口、平塚、清水、富士、春日井、大津、豊中、枚方、茨木、吹田、八尾、寝屋川、尼崎、久留米、佐世保 計30市 要件を満たしている市は 青森、福島、浦和、大宮、所沢、春日部、上尾、草加、越谷、市川、船橋、松戸、柏、市原、府中、町田、藤沢、茅ケ崎、相模原、厚木、一宮、東大阪、明石、西宮、加古川、宝塚、下関、徳島、那覇 計29市 （合計59市）

（資料）各種報道資料より日本総研作成

③「広域経済生活都市圏」

旧国土庁が平成11年度に実施した地方都市振興方策に関する調査[6)]では、ミニマム基準として60万人が妥当であると示唆されている。

同調査では、21世紀の地方産業振興の基本的方向性として、２つの活性化、すなわち「第三次産業の活性化」と「ベンチャー創業の活性化」を検討。これらを実現する上で有効な施策として地域の市場性の強化があるとしている。

地域市場の強化のために、都市圏統合を果たすことが望まれ、人口60万人に到達していない都市圏はそもそも地域的には自立的な経済発展が望めないため、ミニマム基準を60万人にすべきだと主張した。この根拠としては、「人口が少ない」こ

6）「街づくりによる地方都市振興方策調査」。同調査では、地勢的単位として、生活者や地元企業の日常的な行動に裏打ちされた広域都市圏を採用し、その具体的な範囲として、「'99民力（朝日新聞社）」のエリア概念を利用した。現在の日本には最大である東京首都圏（3183万人）から最小の宗谷圏（９万8000人）まで、計109の広域首都圏が存在する。

とが「消費量が少ない」ことを誘発し、「第三次産業の衰退」「雇用の減少」「人口の流出」「さらなる人口の減少」という悪循環を生んでしまうと指摘されている。

ただし、規模の追求が生活の質の向上を目指す今の時代に逆行することや、広域都市圏の中心部に人口が集中し、域内での過密と過疎を生み出すだけになる危険性がないわけではないと認識されている。これについては、適切な域内都市計画があれば、広域都市圏内部での都市部の多極化と、各都市部の周辺での郊外地域、自然地域が広がる重層的な構造も可能としている。

図表59は、同報告書において指摘された実現のための５つのポイントに加筆したものである。広域経済生活都市圏では「交通アクセス」と「情報アクセス」を確保することが主要命題となる。これを押し進めるための国による「コーディネート機能」と地方自らの「プロデュース機能」、周辺地域との合意形成プロセスを目的とした「地域アイデンティティ形成機能」などが求められる。

④田園情報社会構想への影響

・初期段階（隣接区域との連携）

中央の中の地方も含めた地方間の競争を促進する上で、地域そのものが一定の規模を有することが生存への最低条件となることが地域間連携の出発点となっている。

その意味では、地方分権のためのひとつの考え方としての旧国土庁の試算、即ち、60万人を最低単位とする手法は検討するに値する。

ただし、個々の田園情報都市は、必ずしも大きな都市である必要はない。一定規模のインフラを有するならば、「規模の効果で都市間の序列が決定する」という20世紀的な競争からの脱皮を図らなければならない。

効率的な情報システムと輸送システムさえあれば、田園情報都市が自らの特徴を活かし、滞留する「中央からの市民」を対象にした次世代ビジネ

（図表59）広域経済生活都市圏実現の５つのポイント

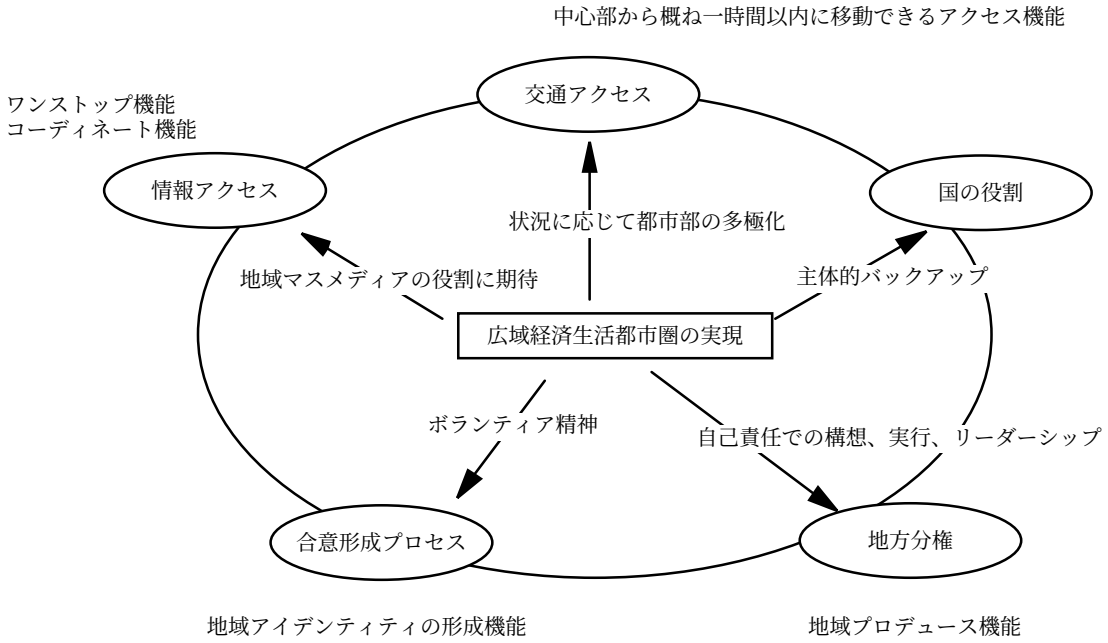

出所：平成11年度「街づくり」による地方都市振興方策調査　国土庁より日本総研加筆修正

スを展開することにより、田園情報都市としての存在意義を打ち出すことができるからである。

初期段階の地域間連携で考慮すべきは、地元志向が強すぎて、自らのアイデンティティの崩壊を恐れることであろう。アイデンティティが精神的な、過去からの蓄積であるならば、まったく異なる次世代の価値観を創造し、これらに打ち勝つことが求められよう。

そのためには、地域連携の完成により、地元住民に新たなインセンティブが与えられるような戦略の検討が望まれる。この時、問題となるのが、往々にして、２つの地域の境が山間部にあり、有効な施設が見あたらないということだ。しかし、よくよく考えると、今でも大規模な施設を構築しようとするならば、過疎の敷地に余裕のある場所を等価交換で調達することが多く、地域間連携でのデメリットとさほど変わらない状況にあるのではなかろうか。

もう一つの考え方は、情報通信のバーチャル性を利用し、第三の拠点に住民が期待を寄せるようなものをつくることである。

輸送システムについては、連携した地域間を万遍なく輸送するのではなく、主要空港や繁華街との間のシャトルバスの運行など、週末での人の流れを考慮し、孤立させないことの方が重要となる。

・中長期段階（戦略的連携）

隣接する地域間の連携が完了すると、地域間での競争が激しくなる。中央からの人材の移動を誘発し、自らの地域に誘致する動きが増えてくる。

最小単位で動く「田園情報都市」は自らが不得手とするインフラ（人材、システム、情報、コンテンツ、顧客データベースなど）の獲得に向け、他地域との戦略的な連携を模索する。

より強力な田園情報都市は、自らが他地域を制御し、イニシアチブを取りつつ連携（買収）する動きを模索することになる。

こうしたことを繰り返すなかで、中央政府は小さな政府を標榜し、地方分権が促進されることになる。この時点で、中央政府は、人口60万人以上に達した田園情報都市にミニマムアクセスを補償し、また不必要に他田園情報都市を買収・拡大し、規模の効果を狙う自治体に対し、一定の監視と制限を加えることのみに集中するようになることが考えられる。

８．まとめ

これまで述べてきたように、「田園情報社会」構想は、日本に居住する全ての人の個性が尊重され、自らの望む方向への軌道修正を図ることができる社会を目指すものである。田園情報社会の実現により、中央への一局集中が是正され、従来とは異なる優位性、市場創造が可能となるのである。

本稿では、そのための基本的な考えをとりまとめた。

⑴　田園情報都市の一日

「田園情報社会」が実現した場合の、人々の暮らしやビジネススタイルの一例を以下に描いてみた。

①Ａさんの場合

台風30号の影響で被災したＢ地区をサポートするため、災害対策に特化された田園情報都市にてボランティア活動を行っている。期間は２週間。実際に田園情報都市に出向き、ｅキャッシュとして寄せられてくる各種義捐金を義捐金計算DB上で集計し、それぞれの被災家庭、自治体の各口座に振り込む作業だ。それだけならば、現地に行く必要はないが、被災地向けに送付される各種救援物資の整理、さらにはサポート地点における「災害サポート・マネジメント」を学習するために訪

（図表60）田園情報社会の全体像

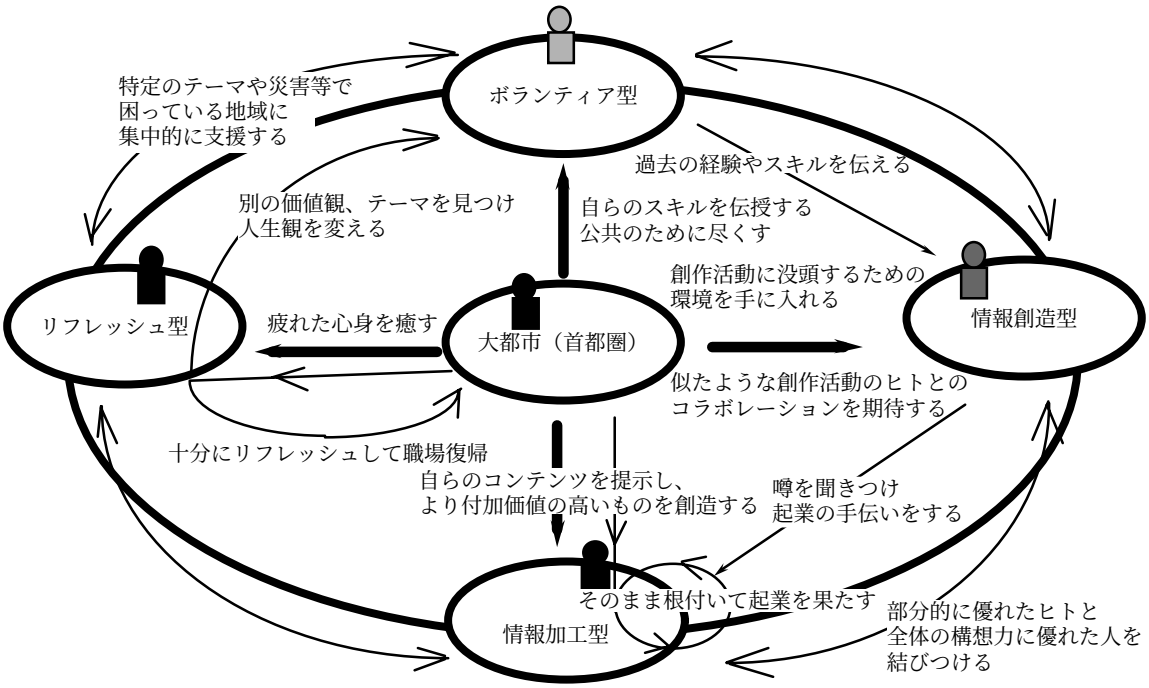

れている。

ボランティアの部分は、エコ通貨として蓄えることにより、自らが居住する首都圏での地震リスク向け保険の長期割引を補填することにしている。

「災害サポートマネジメント学」については、バーチャル大学院の実習に際し、認定単位とされている。

②Ｂさんの場合

高齢者マーケティングの基礎調査のため、Ｄ地区を訪れている。ここは、高齢者介護が発達していた関係で、高齢者を介護する中高年が多数ボランティアとしてエコ通貨を蓄えていたが、近年ウェブマーケティングに強いＦ地区と提携し、高齢者マーケティングのコンサルティングに進出。脚光を浴びている。おおよそ３ヶ月滞在し、自らのチームが設計したプロトタイプの介護ロボットの使い勝手をテストしてもらうことにしている。

Ｄ地区では、介護ロボットが介護補助を行うとともに、その使用評価テストの結果がＦ地区の解析データベースで分析され、Ｄ地区が編集するマーケティング専用ウェブサイトにて、アジア地区にその性能テストの結果が配信される予定である。

性能テストの結果が良ければ、Ｄ地区は抱えている顧客データベースを通して、介護ロボットの販売を手伝ってくれるという契約を別途結んでいる。

③Ｃさんの場合

３年がかりのプロジェクトが当初の目標通りに終了し、半年の休暇を得ることが出来た。プロジェクトの参加前に、転職の斡旋を受け持つＧ地区を通し、自らの転職希望を告げていた。この３年間、Ｇ地区からは、３年後のスキル目標とオファーが出ている業種名などのリストを受け取っている。

足りないスキルについては、週末と夏期休暇を利用し、Ｈ地区にて研修を受けてきた。

こうしたことを通し、転職にはよい感触を得て

いるが、大型プロジェクトでの成功体験が評判を呼び、現在居る会社が昇進の機会を与えると言い出した。リフレッシュするためにも、リフレッシュ専門のＪ地区に滞在し、さらにマネジャーとしてのスキルを獲得する上での大学院大学に通学することを認めるという。

Ｊ地区の大学院大学はリゾート地にあり、通常２年かかるコースを、実務を考慮し、１年に短縮するとともに、昼夜問わず集中して受講した学生を半年で卒業させることでも有名だ。

④Ｄさんの場合

大都市が好きで、しばらくここを離れる気はない。ただし、ボランティアを兼ね、Ｋ地区の次世代ナレッジマネジメントシステムの開発に携わっている。

ボランティアの場合、企業の兼業規定に抵触しないとの法律が最近施行されたばかりだ。

開発に成功すると、Ｋ地区の開発会社は上場を果たすが、Ｄさんにはストックオプションは存在しない。その代わり、Ｋ地区が提携するＤ地区においてこれから２世代に渡り、優先的介護を受けることができる。

ＤさんはそれをＫ地区内で暮らすＤさんの両親と自らの今後のために使おうと考えている。

⑵ 新たな社会への期待

田園情報社会は、高齢・少子化での外国人労働者や高齢者、いったん退職した女性の社会進出を促すなかで、必ずしも「競争」や「貨幣収入」を「絶対的価値観」としない社会を目指すものである。

高度に効率良い画一的な社会では、何らかの理由でいったん競争の仕組みから除外された者が立ち直れる可能性は低いが、田園情報社会では、それぞれの個性や技能を活用できるようになる。

個々の人生観や競争のスピード、競争の条件を考慮した地域社会が成立する「田園情報社会」により、国家としてのキャパシティが育まれ、日本の国力が回復することを期待したい。

＜参考文献＞

・JETRO（1999）『地域別対日投資環境ガイドブック』JETRO
・JETRO（1995）『地域別対日投資ガイドブック』JETRO
・IT戦略本部（2001）「ｅ-Japan戦略、ｅ-Japan重点計画、ｅ-Japan 2001プログラム」首相官邸ホームページ
・GBDe（2001）『GBDe 2001提言書』Global Business Dialogue on Erectric Commerce
・「動き出した電子自治体市場」『日経システムプロバイダ』2001年２月16日号　日本経済新聞社
・「新制度特例市10市でスタート」日本経済新聞2000年10月30日付
・国土庁（2000）『街づくりによる地方都市振興方策調査』国土交通省ホームページ
・総務省ホームページ